

兵庫大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学大学院は、本学の目的に即し、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う。

第2章 研究科、学生定員及び修業年限

(研究科・専攻及び学生定員)

第3条 本学大学院に置く研究科及びその入学定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
現代ビジネス研究科	現代ビジネス専攻	修士課程	5	10
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	6	12
		博士後期課程	4	12
合		計	15	34

2 (削除)

(課程)

第3条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学大学院の標準修業年限は次のとおりとする。

(1) 修士課程の標準修業年限は2年とする。

(2) 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

3 修士課程は4年、博士後期課程は6年を超えて在学することができない。

4 前項の期間には休学の期間を算入しない。

5 長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

第2章の2 研究科の教育研究上の目的

(教育研究上の目的)

第4条の2 現代ビジネス研究科現代ビジネス専攻は、地域経済に関する高度な理論及び応用と、情報技術やビジネス手法を活用した課題解決のための創造的思考法の教授研究を通じて、地域社会やグローバル社会で実践的に課題解決に携わり、地域

経済の活性化と発展に寄与できる高度な専門職業人を養成することを目的とする。

- 3 看護学研究科看護学専攻は、超高齢社会とともに訪れる多死社会において、より一層複雑化、多様化する住民ニーズに対して、住民の QOL 並びに QODD (Quality of Dying and Death) の向上を目指し、そのために保健医療・福祉や関連する学際的分野の学問から創生した「看護の知」を活用し、看護実践ができる高度看護専門職者、また深い専門的な知識と卓越した実践能力を有し、かつ看護活動を科学的かつ客観的に捉える研究的視点を持ち、「看護の知」を自ら探究し開拓することができる、高度看護専門職者、看護教育者及び看護研究者を養成することを目的とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

I期 4月1日から9月30日まで

II期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 必要がある場合は、学長は、I期の終了日及びII期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日 6月10日

(4) 春季休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月25日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は毎学期の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定め

る基準を満たす者に限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
- (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者

2 本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者

(入学出願)

第10条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

3 入学手続きに関し必要なことは別に定める。

(転入学及び再入学)

第13条 他の大学院から本学大学院に転入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の、既に取得した単位の取り扱いについては研究科委員会の議を経て学長が決定する。

3 転入学の手続きに関し必要な事項は別に定める。

第14条 本学大学院を退学し、又は除籍された者が、退学又は除籍後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前条2項の規定は本条において準用する。
- 3 再入学の手続きに関し必要な事項は別に定める。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 疾病その他特別の理由によりやむをえない事情により修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 その他休学に関し必要な事項は別に定める。

(休学の期間)

第17条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

- 2 休学期間は、修士課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年をそれぞれ超えることができない。
- 3 休学期間は、第4条の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間に中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第19条 他の大学院等への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第17条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第21条 本学大学院において開設する授業科目、必修及び選択の別並びにその単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(授業の方法)

第21条の2 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。
(多様なメディアを利用して行う授業)

第21条の3 前条の授業は、文部科学大臣が定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定)

第23条 各授業科目の履修を修了した者には認定の上、単位を与える。

2 単位取得の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目的担当者がこれを定める。

(学修の評価)

第24条 試験等の評価は、優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

(他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定)

第25条 研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。

2 研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後、本学大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前1項及び第2項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位の認定を勘案した在学期間の短縮は行わない。

5 入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第26条 (削除)

第6章 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の認定)

第27条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について第3項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、第4条の3に定める教育研究上の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、看護学研究科においては、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）第17条に定める期間以上在学して、所定の授業科目について第3項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

3 修了に必要な授業科目の単位数については、次のとおりとする。

区分	単位数	
現代ビジネス研究科	修士課程	30単位
看護学研究科	博士前期課程	32単位
	博士後期課程	16単位

(学位論文の審査)

第27条の2 前条の学位論文の審査等に必要な事項は別に定める。

(最終試験)

第27条の3 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行う。

2 最終試験に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

(学位の授与)

第28条 本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
現代ビジネス研究科	現代ビジネス専攻	修士課程	修士（現代ビジネス）
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士（看護学）
		博士後期課程	博士（看護学）

(資格等の取得)

第28条の2 (削除)

2 (削除)

第7章 入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金

(入学金、授業料等納付金)

第29条 入学検定料、入学金及び授業料等納付金の額は、別表第4及び別表第5のとおりとする。

2 入学金は第12条の規定に則り納付しなければならない。

(授業料等の納付時期)

第30条 授業料等納付金は、年額の二分の一ずつ2回に分け、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学、休学等の場合の授業料等)

第31条 学期の中途で退学又は除籍された者は、授業料等を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

3 休学を許可され又命ぜられた者の休学期間の授業料等については、免除する。ただし、在籍料を納付しなければならない。

4 前項に規定する在籍料の額は、別表第6のとおりとする。

(科目等履修生及び特別聴講学生の授業料等)

第32条 科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等納付金の額は、別表第7のとおりとする。

(既納付金等の取り扱い)

第33条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等納付金は、理由の如何にかかわらず還付しない。

第8章 職員組織

第34条 本学大学院は、学長がこれを総括し、その職務は大学院研究科長がこれにあたる。

第35条 本学大学院における授業並びに研究指導は、本学職員の中から、若干名の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

第36条 本学大学院の事務を処理するため、事務組織を設ける。

第9章 大学運営会議、研究科委員会

(大学運営会議)

第37条 本学大学院に、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学長

- (2) 副学長
 - (3) 学長補佐
 - (4) 研究科長
 - (5) 事務局長
 - (6) 各部・室長
 - (7) 各附置機関の長
 - (8) その他学長が必要と認めた者
- (審議事項)

第37条の2 大学運営会議は、理事会から委任された本学大学院の教育研究に関する業務及び本学大学院の基本的な事項並びに研究科を超える横断的な事項について、学長が決定するための審議機関として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画のうち教育・管理運営に関する事項
- (2) 規則等の制定・改廃に関する事項
- (3) 組織（研究科の改組を含む）の設置・廃止に関する事項
- (4) 施設・設備の設置・廃止に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程編成の方針に関する事項
- (7) 学生に対する援助に関する事項
- (8) 学生の入退学や学位授与等の方針に関する事項
- (9) 教育・研究面での自己評価に関する事項
- (10) 研究科、各種委員会、その他学内諸機関の連絡・調整に関する事項
- (11) 予算の編成の基本方針に関する事項
- (12) その他本学大学院における重要事項
- (その他)

第37条の3 本節に定めるもののほか、大学運営会議に関し必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第37条の4 本学大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

(審議事項)

第37条の5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- (その他)

第37条の6 本章に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は別に定める。

(研究科委員会の構成)

第38条 研究科委員会は、研究科長及び特別研究（論文指導）を担当する教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、研究科の授業を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(研究生)

第39条 研究を希望する者がある時は、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することができる者は、大学院入学資格のある者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により研究の継続を願い出た者については、1年を限度として研究期間の延長を許可することができる。
- 4 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第40条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院で開設される一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願することができる者は、大学院入学資格のある者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 科目等履修生の履修の期間は1学期とする。
- 4 科目等履修生には、本学大学院学則第23条及び第24条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 5 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第41条 本学大学院との単位互換を行う他大学院の特別聴講学生の単位については、当該他大学院との協定による。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第43条 本学大学院の諸規則に違反し、又は本学大学院の学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関する事項は、別に定める。

第12章 研究施設及び設備等

第44条 本学大学院には、教育研究に必要な施設、設備、図書及び学術雑誌等を備える。

第45条 本学大学院は、教育研究に支障が生じない限りにおいて、本学学部及び本学附置の研究所等の施設並びに設備を共用する。

第46条 本学大学院学生は、本学の福利厚生諸施設等を利用することができる。

第13章 補則

(改廃)

第47条 この学則の改廃は、大学運営会議に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第28条の2については、平成14年度以前の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する収容定員は、令和2（2020）年度までの間は次のとおりとする。

研究科名	年度	
	入学定員	収容定員
経済情報研究科	—	20人

附 則

1 この学則は、令和2年5月1日から施行する。

2 第21条の2及び第21条の3の規定については、令和2（2020）年度入学者及び令和元（2019）年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし16条の3の規定については、令和4（2022）年度以前に入学した在学者にも適用する。

別表第1 授業科目及び単位数

(現代ビジネス研究科現代ビジネス専攻修士課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
現代ビジネス基盤科目	現代経済学 A		2	30 単位以上 特別研究（論文指導）の履修にあたっては、特別研究指導教員の担当する授業科目（現代ビジネス基盤科目・地域ビジネス系科目・公共政策系科目・演習科目のうち 4 単位）を履修しなければならない。
	現代経済学 B		2	
	地域創生特論		2	
	実践ビジネス英語		2	
	人工知能特論		2	
	地域データ分析		2	
	システム構築論		2	
	サービスマネジメント論		2	
	情報ネットワーク特論		2	
	システム解析論		2	
地域ビジネス系科目	地域ビジネス特論		2	30 単位以上 特別研究（論文指導）の履修にあたっては、特別研究指導教員の担当する授業科目（現代ビジネス基盤科目・地域ビジネス系科目・公共政策系科目・演習科目のうち 4 単位）を履修しなければならない。
	地域経済特論		2	
	地域サービス産業特論 A		2	
	地域サービス産業特論 B		2	
	比較地域文化特論		2	
	企業経営特論		2	
	経営戦略特論 A		2	
	経営戦略特論 B		2	
公共政策系科目	公共経済特論 A		2	30 単位以上 特別研究（論文指導）の履修にあたっては、特別研究指導教員の担当する授業科目（現代ビジネス基盤科目・地域ビジネス系科目・公共政策系科目・演習科目のうち 4 単位）を履修しなければならない。
	公共経済特論 B		2	
	産業組織特論		2	
	産業組織政策		2	
	金融システム特論 A		2	
	金融システム特論 B		2	
	地域計画 A		2	
	地域計画 B		2	
	地域政策特論		2	
演習科目	地域創生 SDGs 論		2	30 単位以上 特別研究（論文指導）の履修にあたっては、特別研究指導教員の担当する授業科目（現代ビジネス基盤科目・地域ビジネス系科目・公共政策系科目・演習科目のうち 4 単位）を履修しなければならない。
	地域創生演習 A		2	
	地域創生演習 B		2	
	地域創生演習 C		2	
	特別研究（論文指導）	8		

別表第2 授業科目及び単位数

(看護学研究科看護学専攻博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
共通科目	看護学研究方法特論	2		6 単位
	疫学・統計学特論	2		
	看護倫理学特論		2	
	看護理論特論		2	
	看護教育学特論		2	
	エンドオブライフケア特論	2		
	保健医療福祉学特論		2	
専門科目	基礎看護学	看護教育管理学特論	2	32 単位以上 自身の専攻する特論 (2 単位)、 特論演習 (2 単位) を履修し、かつ、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること
		看護教育管理学特論演習	2	
		長寿科学看護特論	2	
		長寿科学看護特論演習	2	
	看護学 エンドオブライフケア	エンドオブライフケア看護学特論	2	
		エンドオブライフケア看護学特論演習	2	
	生涯発達看護学	成人・老年看護学特論	2	
		成人・老年看護学特論演習	2	
		母性・小児看護学特論	2	
		母性・小児看護学特論演習	2	
		在宅看護学特論	2	
		在宅看護学特論演習	2	
		地域看護学特論	2	
		地域看護学特論演習	2	
研究科目		特別研究M	8	

別表第3 授業科目及び単位数
(看護学研究科看護学専攻博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
共通科目	看護学研究方法特別講義	2		4 単位
	応用統計学特別講義	2		
	保健医療福祉政策特別講義		2	
専門科目	看護学エンドオブライフケア 看護学特別講義		2	16 単位以上 自身の専攻する特別講義(2 単位)、特別講義演習(2 単位)を履修し、かつ、博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること
	看護学エンドオブライフケア 看護学特別講義演習		2	
	生涯発達看護学特別講義		2	
	生涯発達看護学特別講義演習		2	
	在宅看護学特別講義		2	
	在宅看護学特別講義演習		2	
	地域看護学特別講義		2	
	地域看護学特別講義演習		2	
	研究科目	特別研究 D	8	

別表第4 入学検定料、入学金、授業料等

入学検定料	35,000 円
-------	----------

別表第5

区分・項目	現代ビジネス研究科	看護学研究科	
	修士課程	博士前期課程	博士後期課程
入学金	200,000 円	200,000 円	200,000 円
授業料			
I 期納付金額	175,000 円	150,000 円	150,000 円
II 期納付金額	175,000 円	150,000 円	150,000 円
教育充実費			
I 期納付金額	125,000 円	125,000 円	125,000 円
II 期納付金額	125,000 円	125,000 円	125,000 円

- ・入学金は入学時のみ
- ・本学出身者は入学金全額免除とする

別表第6

区分・項目	金額
在籍料	1 学期 25,000 円

別表第7

種類	科目等履修生	特別聴講学生
入学検定料	15,000 円	当該大学院との協定による
授業料	1 科目 2 単位につき 25,000 円	